

1. 学校給食の充実に向けて

学校給食法では学校給食の目的として第1条に「この法律は、学校給食が児童及び生徒の心身の健全な発達に資するものであり、かつ、児童及び生徒の食に関する正しい理解と適切な判断力を養う上で重要な役割を果たすものであることにかんがみ、学校給食及び学校給食を活用した食に関する指導の実施に関し必要な事項を定め、もつて学校給食の普及充実及び学校における食育の推進を図ることを目的とする。」と規定されている。また、食育基本法の規定でも、給食は子どもたちにとって将来にわたり、生きていく上で非常に重要な役割を担っていると考える。

現在、本町の給食事業は公立全ての園、学校で給食を自校方式で実施している。この方式は、食育等メリットも多く評価すべき事と考える。また、児童、生徒からは好評の声を多く聴く。これは、町、園、学校をはじめ、給食に関わる方たちの努力の成果だということが伺える。

これから、子どもたちが成長していく上で重要な役割を果たすとされている給食をさらに充実させるために町のサポートが必要と考える。

- ① 開成町学校給食管理委員会の活動内容は、
- ② 地産地消の取り組みは、
- ③ さらに充実した給食を提供する考えは、